

平成30年1月17日
スポーツ推進部

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部改正について

(付議の要旨)

使用料・利用料及び公共施設運用の見直しに伴い、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する。

1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料の改定及び公共施設運用の見直しを実施するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

(1) 使用料・利用料の見直し

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

(2) 公共施設運用の見直し

区民利用施設の有効利用を促進し、地区力の向上を図るためにキャンセル料を見直す。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年	2月	オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会 （条例改正案）
		平成30年第1回区議会定例会（条例改正案） 公布（同日施行）
	10月	料金改定

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例 昭和59年12月1日条例第57号</p>	<p>○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例 昭和59年12月1日条例第57号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>昭和61年3月29日条例第28号 平成9年3月12日条例第37号 平成17年6月21日条例第45号 平成19年12月11日条例第74号 平成20年3月11日条例第2号 平成22年3月9日条例第12号 平成24年12月10日条例第67号 平成26年3月7日条例第8号 <u>平成 年 月 日 条例 第 号</u></p>	<p>昭和61年3月29日条例第28号 平成9年3月12日条例第37号 平成17年6月21日条例第45号 平成19年12月11日条例第74号 平成20年3月11日条例第2号 平成22年3月9日条例第12号 平成24年12月10日条例第67号 平成26年3月7日条例第8号</p>
<p>(使用することができる者の範囲)</p>	<p>(使用することができる者の範囲)</p>
<p>第6条 地域体育館等を使用することができる者は、別表第3のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第6条 地域体育館等を使用することができる者は、別表第3のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、<u>第13条第1項第1号から第5号まで</u>に規定する団体、学校等は、地域体育館等を使用することができる。 (使用)</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、第13条第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、地域体育館等を使用することができる。 (使用)</p>
<p>第7条 地域体育館等を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長の承認を受けなければならない。</p>	<p>第7条 地域体育館等を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長の承認を受けなければならない。</p>
<p><u>2 前項に規定する地域体育館等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第 号)に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p><u>(3) 地域体育館等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) 管理上支障があるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。</u></p>	<p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p>
<p>4 区長は、地域体育館等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた地域体育館等を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p> <p>(使用料)</p>	<p>3 区長は、地域体育館等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた地域体育館等を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p> <p>(使用料)</p>
<p>第12条 地域体育館等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地区体育室の運動広場及び第2運動広場の使用料は、無料とする。</p> <p><u>3 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</u></p>	<p>第12条 地域体育館等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地区体育室の運動広場及び第2運動広場の使用料は、無料とする。</p>

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;"><u>附 則（平成30年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定、同条中第3項を第4項とする改正規定、同条第2項を同条第3項とする改正規定、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第12条に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の別表4の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u></p>																	
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>地域体育館</p> <table border="1" data-bbox="174 711 1066 850"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立尾山台地域体育館</td> <td>東京都世田谷区尾山台三丁目19番3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区体育室</p> <table border="1" data-bbox="174 898 1066 1082"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立北烏山地区体育室</td> <td>東京都世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び北烏山二丁目3番先</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立尾山台地域体育館	東京都世田谷区尾山台三丁目19番3号	名称	位置	世田谷区立北烏山地区体育室	東京都世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び北烏山二丁目3番先	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>地域体育館</p> <table border="1" data-bbox="1180 711 2072 850"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立尾山台地域体育館</td> <td>東京都世田谷区尾山台三丁目19番3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区体育室</p> <table border="1" data-bbox="1180 898 2072 1082"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立北烏山地区体育室</td> <td>東京都世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び北烏山二丁目3番先</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立尾山台地域体育館	東京都世田谷区尾山台三丁目19番3号	名称	位置	世田谷区立北烏山地区体育室	東京都世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び北烏山二丁目3番先
名称	位置																
世田谷区立尾山台地域体育館	東京都世田谷区尾山台三丁目19番3号																
名称	位置																
世田谷区立北烏山地区体育室	東京都世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び北烏山二丁目3番先																
名称	位置																
世田谷区立尾山台地域体育館	東京都世田谷区尾山台三丁目19番3号																
名称	位置																
世田谷区立北烏山地区体育室	東京都世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び北烏山二丁目3番先																
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>地域体育館</p> <table border="1" data-bbox="174 1174 1066 1313"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立尾山台地域体育館</td> <td>体育室・会議室、トレーニング室</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区体育室</p> <table border="1" data-bbox="174 1361 1066 1449"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立北烏山地区体育室</td> <td>体育室・会議室、運動広場、第</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	世田谷区立尾山台地域体育館	体育室・会議室、トレーニング室	名称	施設名	世田谷区立北烏山地区体育室	体育室・会議室、運動広場、第	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>地域体育館</p> <table border="1" data-bbox="1180 1174 2072 1313"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立尾山台地域体育館</td> <td>体育室・会議室、トレーニング室</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区体育室</p> <table border="1" data-bbox="1180 1361 2072 1449"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立北烏山地区体育室</td> <td>体育室・会議室、運動広場、第</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	世田谷区立尾山台地域体育館	体育室・会議室、トレーニング室	名称	施設名	世田谷区立北烏山地区体育室	体育室・会議室、運動広場、第
名称	施設名																
世田谷区立尾山台地域体育館	体育室・会議室、トレーニング室																
名称	施設名																
世田谷区立北烏山地区体育室	体育室・会議室、運動広場、第																
名称	施設名																
世田谷区立尾山台地域体育館	体育室・会議室、トレーニング室																
名称	施設名																
世田谷区立北烏山地区体育室	体育室・会議室、運動広場、第																

改正後			改正前		
別表第3 (第6条関係)		2 運動広場	別表第3 (第6条関係)		2 運動広場
施設名	使用することができる者		施設名	使用することができる者	
体育室・会議室、運動広場、第2運動広場	次のいずれかに該当するもの 1 区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人） 2 区民等の団体		体育室・会議室、運動広場、第2運動広場	次のいずれかに該当するもの 1 区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人） 2 区民等の団体	
トレーニング室	区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人）		トレーニング室	区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人）	
備考 この表において「区民等の団体」とは、次の要件を満たす団体をいう。 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。） 2 構成員の総数が5人以上であること。			備考 この表において「区民等の団体」とは、次の要件を満たす団体をいう。 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。） 2 構成員の総数が5人以上であること。		
別表第4 (第12条関係)		地域体育館	別表第4 (第12条関係)		地域体育館
曜日等	団体使用料		曜日等	団体使用料	
	単位時間	金額		単位時間	金額
平日	午前9時から正午まで	4,890円	平日	午前9時から正午まで	4,080円
	午後1時から午後4時まで	5,470円		午後1時から午後4時まで	4,560円
	午後4時から午後6時30	5,470円		午後4時から午後6時30	4,560円
		個人使用料			個人使用料
		大人			大人
		140円			120円
		小人（小・中学			小人（小・中学

改正後				改正前			
	分まで		生) 50円	分まで		生) 50円	
	午後6時30分から午後9時まで	<u>6,330円</u>		午後6時30分から午後9時まで	5,280円		
	全日(午前9時から午後9時まで)	<u>19,290円</u>		全日(午前9時から午後9時まで)	16,080円		
	日曜日及び休日			日曜日及び休日			
日曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	<u>8,060円</u>	午前9時から午後1時まで	6,720円			
	午後1時から午後5時まで	<u>8,780円</u>	午後1時から午後5時まで	7,320円			
	午後5時から午後9時まで	<u>12,240円</u>	午後5時から午後9時まで	10,200円			
	全日(午前9時から午後9時まで)	<u>22,460円</u>	全日(午前9時から午後9時まで)	18,720円			

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

地区体育室

区分	単位時間	使用料
団体	午前9時から午前11時まで	<u>860円</u>
	午前11時から午後1時まで	<u>860円</u>
	午後6時から午後9時まで（火曜日を除く。）	<u>1,720円</u>
個人	午後1時から午後6時まで（火曜日については、午後1時から午後9時まで）	無料

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

地区体育室

区分	単位時間	使用料
団体	午前9時から午前11時まで	720円
	午前11時から午後1時まで	720円
	午後6時から午後9時まで（火曜日を除く。）	1,440円
個人	午後1時から午後6時まで（火曜日については、午後1時から午後9時まで）	無料